



北海道における教員レッド・ページ（二）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002815

北海道における教員レッド・ページ (二)

明 神 勲

目 次

- 一 北海道における教員レッド・ページの概況
- 二 占領軍、文部省によるレッド・ページ勧告・指示
 - (一) 占領軍と教職員レッド・ページ
 - (二) 文部省のレッド・ページ指示
- 三 北海道における教員レッド・ページの経過
 - (一) 教員レッド・ページの端緒
 - (二) CICのレッド・ページ勧告と道教委の対応
 - (三) 教員レッド・ページに対する道教委の基本方針
 - (四) レッド・ページに対する北教組の対応 (以上、本学紀要・第一部C、第31巻第2号)
 - (五) 道教委の「教職不適格者」調査の実態と性格 (本号)

(五) 道教委の「教職不適格者」調査の実態と性格

1 調査の時期

道教委が教職不適格者排除のために調査活動を始めた時期は、白岩証言によると「(10月)10日以後」とされている。しかし、当時の新聞はこれ以前に道教委の調査活動が実施されていたことを報じている。道教委の追放作業の動向を明らかにするため、以下やや長文になるがこれを紹介しておこう。

「文部省ではさる9月7日全国の教育長を招集して『赤い教師』の教だん追放を指示したが、道教委では9日ごろこれら教師への辞令を出す模様で目下検討中である。……道教委では9月24日から5日までの調査期間を設け各地方事務局ごとに調査したが、一部の報告が遅れているため確定的な数字はでていない。予想される人員は約30名で半数を共産党員とみている。……教育基本法第8条による行政整理となるものようである」(『函館新聞』10月6日付)

「岡村教育長が9月はじめ文部省で開かれた全国教育長会議から帰庁以来道教委では道内公立小、中、高校教官の人事刷新の方針を定め全道教官の調査を行っていたが近く調査を完了辞職勧告を行うものとみられている。これについて北教組内でも中旬には赤い教官を含む約30名が全道的に整理されるとみるものもあり道教委でも近く人事刷新を行うと言明している」(『北海道新聞』10月7日)

付)

「道教委ではかねて赤い教官の整理準備を進めていたが、成案を得たので二、三日中に教育基本法第8条適用による整理を発令する。……道教委は9月24日から各地方事務局ごとに調査機関を設け、準備を進めていたもので、被整理者は約半数の共産党員を含む3,40名と予想されている」(『北海道日日新聞』 10月7日付)

「道教委では“赤い教師”の追放問題につき種々検討を加えている。ことを平穩に運ぶため9日ごろ発令と予定されていた追放辞令を延期する……。岡村教育長談 9日ごろ発令の予定であったが、もう少し他府県の動きを見るために時期を延ばしたい」(『函館新聞』 10月8日付)

「道岡村教育長が9月上旬上京、全国教育長会議から帰道いらい本道高中小教員肅清がにわかに浮び上りこの準備が道教委で進められているが、この発令は今月末と見られるに至った、予測される人員は30名前後といわれ、その大部分は共産党員と見られている、道教委では先月下旬、道内学校長および道教委地方事務局など通じ整理基準に該当するもののリストを10月5日までに道教委に提出するよう指示したが現在このリストは約半分しか届いておらず、これが出そろうのは10日前後と見られる、具体的検討はこの後になるわけだが……整理発令は25,6日を過ぎるのではないかと見られている、今回の整理は教育基本法第8条にもとづくものと見られている」(『夕刊 北海タイムス』 10月18日付)

これらの報道を総合すると、(1)岡村教育長は9月初旬(『函館新聞』10月6日付では9月7日)全国教育長会議において“赤い教師”追放の指示を受け、以降道教委では追放準備をすすめてきた、(2)その一環として9月下旬(『北海道日日新聞』10月7日付および『函館新聞』10月6日付では9月24日)から10月5日の調査期間を設け地方事務局長、校長に対し不適格者の調査と報告を指示した(以下、9月調査、とする)、(3)当初、追放処分発令を10月9日に予定していたがこれを延期した、(4)処分は教育基本法第8条違反を理由とし対象者は30名前後ないし40名で半数あるいは大部分が共産党員とみられている、などの動向が明らかにされている。

ここで報じられている9月調査は、「赤い教師に関し道教委と連絡のため出札中の天野視学は7日帰函したが市(函館市—引用者)の実情について次のように語った。……市としては9月26日道教委から調査指示を受け調査した結果15名の調査対象者をあげ道教委に報告した。この内訳は中学校6名、小学校9名、男4名、女11名で過半数が年の若い教師だ。なお、市内高校については市が直接関係せず校長の責任で報告しているはずだ⁽¹⁾とする他の報道あるいは「教育委員会として24年の9月ないし8月頃……から、各直轄高等学校長に対し、それから義務教育については地方事務局長を通じて、いわゆる不適格教員についての調査、報告を求めているという事実を、具体的に二、三の高等学校長ないしは地方事務局長を通じて知っておりました」とする大野直司証言(第10回公判 昭和40年11月22日)からしてその存在は確実といえる。それでは調査活動の始期を10月10日以後とする白岩証言は、9月調査と記憶ちがいで混同したのであろうか。白岩氏の教職員課長就任はこの年の10月30日付で9月調査開始後であるから混同の余地はない筈である。おそらく調査対象、方法を異にした2回の調査が実施されたものと思われる。白岩証言による10月10日以後の調査は、40数名を対象として7項目の調査基準にもとづく調査で約1ヶ月を要したとされている(以下、10月調査、とする)。当時函館市の教育課長住吉匡氏は、道教委に招集され函館について10名内外のリストを渡され調査基準による調査、報告を指示された旨の証言(第6回公判 昭和40年4月20日)をしているが、これは白岩証言による10月調査に対応するものである。これに対し、前掲『函館新聞』10月8日付の同じ函館市の天野視学談による調査は、調査対象が道教委の側から

特定されず逆に市の側から対象者を報告する形をとっている点で10月調査とは調査対象、方法を異にしていた。すなわち、9月調査は、9月下旬から10月上旬にかけて全道多数の学校を対象に地方事務局、市教育課、校長の側から追放対象者を道教委に報告するという方法をとったのに対し、10月調査は、10月10日以後道教委の側で40数名の調査対象者を上から特定しこれについての調査、報告を該当地方事務局、市教育課、校長に求めるものであった。

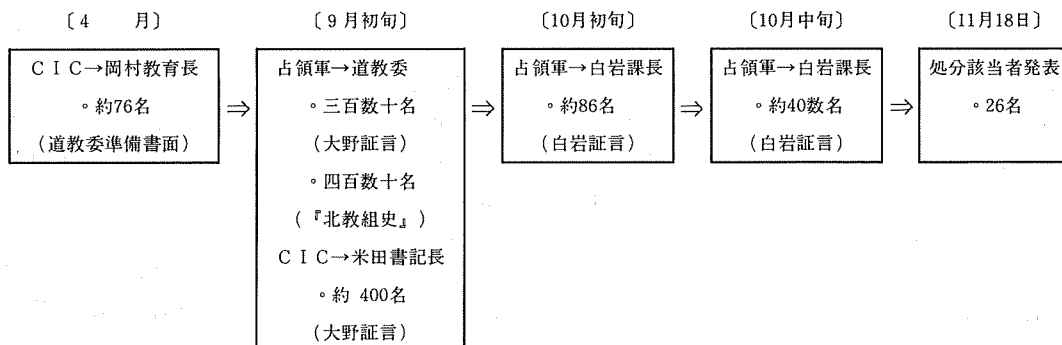
なお、調査活動の始期にかかわって注目されるのは、当初処分発令を10月9日に予定していたとする岡村教育長談である。処分発令は何回か予定が延期され結果的には11月になったが、当初10月9日に予定していたとすると調査活動の始期は相当以前にさかのぼって求めなければならない。白岩証言が調査活動の始期とする10月10日頃は、既に調査報告の大部分が集約され一定の人数を特定し処分発表を予定できる程の進行段階にあったのである。また、道教委側主張、証言では、4月に岡村教育長がCICから70数名の共産主義者、同調者の追放を指示されて以降10月初旬に白岩教職員課長が86名位の追放を指示される間の経緯について触れることがないが、この間が空白であるとは考え難い。CICが具体的リストを提示しその追放を指示したままこれを放置していたと考えるのは極めて不自然で、道教委はこの半年の間にこれに対し何らかの対応を迫られその為にCICとの接衝を続けていた筈である。その意味では非公式の調査活動の始期はこの時期までさかのぼる可能性がある。

2 9月調査

9月調査は前掲の新聞報道からして全道の学校を対象にした広範な調査であったと思われる。⁽²⁾ 当時教育委員の本間喜八郎氏は、これについて「私たち……校長から内申をとったんです。でてくる、でてくる、その内申に、中央公論が机の上ののっているからこの人は共産党だと、こういうのや、発言が非常に反抗的だ、だからレ・パの中に入れなければならないとか随分沢山ありました。私たちそれを削りまして、削りまして何分の一かにしました。黨員ということがはっきりしていてどうにもこうにも弁解できないような者、準黨員という者を何人か最小限にあげたんですが、後で考えると惜しい人いました。……一番最初にこういうもの出せとやったんですよ……そしたら何百人と出てきた⁽³⁾」旨の証言をしている。さらに、当時道教委釧路地方事務局(各支庁毎に置かれた道教委の出先機関)池島総務課長の「該当者の調査で管内1名を報告してあるが、本人は共産黨員であることを認め、さきごろ辞職を申入れ、退職手続をとっている。シンパ調査では各学校長から該当なし、の報告を受けている」⁽⁴⁾ 旨の新聞談話からして調査の主眼が共産黨員、同調者の識別にあったことが窺われる。この点では後述の10月調査とその基本的性格を一にするが、追放作業進行段階の相違から若干異った性格も考えられる。9月調査時点での進行段階は次のような状態にあったものと思われる。

全国教育長会議の前後に北教組書記長米田氏が約400名の追放リストをCICから提示されたことについては既述のとおりである。同時に、この頃道教委に対しても「三百数十名のリストがGHQより示されていたということも北教組執行部は察知していた」と大野直司氏(当時北教組書記次長)は述べており⁽⁵⁾、また、『北教組史 第二集』は「北海道においても、このころは北海道のGHQの手により四百数十名の名簿があり道教委はそれを極秘裡に示されていたといわれる⁽⁶⁾」と記している。追放に関しCICは北教組幹部と道教委事務局の両者に併行して接触を継続しており、また、当時北教組と道教委の間に太い情報交換のパイプが存在していたことからすると、三百数十名～四百数十名のリストが9月初旬頃両者に提示されたとする指摘は相当の信憑性を有するものと評価でき

る。追放リストの人数は、これまでの記述を整理すると次のような変遷をたどり最終的に 26 名の処分に至ることになる。



最大数三百数十名～四百数十名が最終的に 26 名に削減される過程には、CIC—道教委事務局、CIC—北教組幹部、道教委—北教組幹部間における非公式の折衝、道教委の調査活動など多様な動きが交錯していた。道教委の基本方針は、CIC の許容を得られる範囲内で可能な限りその数を少なくするということであった。この方針に基づき事務局は約 300～400 名のリストについて CIC と折衝を続け、その結果白岩証言によると 10 月初旬にはそれを約 86 名にまで削減する了承を得ていたことになる。白岩氏はこれを半数の 40 数名に削減する折衝を担当したのであるが「初めのうちは、なかなかリストからはずすということについては納得してもらえず」連日の折衝を要したと証言している。この事情は約 300～400 名を 86 名位に削減する場合も同様であり相当頻繁な折衝を要するいは CIC を納得させるための資料が必要であった筈である。9 月調査の実施時期がこのリスト削減の折衝中であることからして、それは黨員、同調者の識別と同時に誤ってリストに載せられた者を削除するための資料に使用されたものと思われる。10 月初旬の 86 名位の CIC リストにつき道教委が直ちにその半数位は見当ちがいであると判断し CIC にも削減の了承を得ることができたのは 9 月調査の資料に基づくものであったろう。

3 10 月調査

(1) 教職不適格者調査基準の性格

既述のように、本件処分は客観的な調査基準に基づく慎重かつ公正な調査の結果これに該当する者を教職不適格者として排除したもので思想・信条を理由とする所謂レッド・ページではない、というのが道教委の主張であった。ここでは処分の客観性、正当性が調査基準の存在とそれに基づく調査結果に求められているのであるが実態はどうであっただろうか。

まず、教職不適格者調査基準の性格について検討する。これについて本間喜八郎氏は法廷で次のような注目すべき証言（第 7 回公判 昭和 40 年 7 月 19 日）をしている。

問(原告代理人) これは(調査基準—引用者)教育委員会としても了解されておったことでしょうか。

答 内容的にはほとんど同じですけれども多少表現が変わっているようです。

問 たとえば、どういうところですか。

答 極端な反民主的思想その他により児童生徒に影響力ありという点ですが、この点はやはり私

たちの審議には共産党と出ておったと思いますが、

問 その他はどうですか、

答 その他は同じと思います。

問 先ほどの証言からいうとG・H・Qのサジェッションは共産党員、同調者を主体にして指示をしたと受けとれるんですが、この文書ではそう書かずに一般的な方針をあげてますね、共産党と特定しなかったのは、どういうわけですか、

答 やはり教育委員会が自主的に判断して、こういう項目で調査してやったんだということを明確にするためだったと思います。

問 勤務状況が不良だとか、性行不良とかについては問題ないと思いますが、新教育を理解しないとか、その促進を阻害するとか、極端な反民主的思想とか、教育基本法第8条2項に抵触するとかいう項目は、かなり抽象的で不適格者を審査する基準としては問題があると思いますが、当時証人はどうお考えでしたか、

答 やはりこの点についてはいろいろ問題が出て、論議の対象になりましたけど、結論的には共産党員あるいはその支持者というところに結びつきまして、やむを得ないというふうに私考えたんです。

問 共産党員、その支持者という表現を直接とらなかったけれど、こういう表現で実質上は、共産党員、その支持者をページするための基準にされたわけですね、

答 そうです。

本問証言は、教職不適者調査基準が所謂教職不適格者を排除するための客観的基準ではなく「共産党員の追放がSCAPによって命令されており、その通り従わなければならない……しかし……この行為は教員の憲法上の諸権利を侵害することもあり得る故に、こうした教員たちの解雇に対する正式理由は、日本共産党員であるということであってはならない」⁽⁷⁾という文部省指示に沿い共産党員であること自体に代る「解雇の正式理由」を一見合法的に装う手段として設定されたことを卒直に語ったものである。

道教委の調査基準を再掲すると、(一)新教育を理解せず又はその促進を阻害する行動のあるもの、(二)教育委員会及び学校長の教育方針に協力せず又は甚しく生徒父兄の信用なきもの、(三)性行不良又は教職員としての体面を失したもの、(四)勤務成績不良なるもの又は甚しく指導力の欠如するもの、(五)教育基本法第8条2項に抵触するもの、(六)極端な反民主的思想その他により児童生徒に影響力ありと認められたもの、(七)服務規律に違反せるもの、の7項目であった。これを他府県のそれと比較すると、項目のたて方、表現のちがいはあれその内容において驚くほどの共通性が見られる⁽⁸⁾。これはGHQ、文部省の細部にまでわたる指示、指導の結果によるものであろう。道教委の7項目調査基準はその内容から三つに分類することができる。一つは、(三)、(四)、(七)の項目でその内容、程度により一応不適格基準になりうる性格のものである。これらの項目のみを該当事項とされた者の大部分は「毎日のように授業中酒をたしなみ、飲食店に入りびたって長期欠勤中などという破綻的状况⁽⁹⁾」であったり「精神障害・素行不良・ヤミ商売⁽¹⁰⁾」などで社会的にも教職不適格者として納得されうる者であった。これに対し、(一)、(二)項目は、当時の教育政策(「第一次アメリカ使節団報告書」,「新教育指針」,「学習指導要領」)でも奨励されかつ法的に保障されていた教育活動における教師の自主的権限を侵害し行政の教育内容・方法に対する支配・監督を許容する点で基準そのものが違法性を有する内容のものである。最後に、本来の目的である共産党、同調者の追放＝レッド・ページのための核心をなす基準が(五)および(六)項目であった。ここでいう「極端な反民主的思想」が共産主義思想

を特定するものであったことは、同項目を該当事項とされた全国の被追放者の殆んどすべてが共産党員、同調者と認定された者であったという事実が雄弁に語っている。北海道の場合も全く同様である。「教職不適格者処分状況書」（道教委）によると、被処分者 26 名中「党員」、「容共」とされたのは 18 名であったが、このうち 1 名を除き全員が(五)、(六)項目の両項あるいはそのいずれかが該当事項とされていたのに対し、「その他」とされた 8 名は全員がこの両項を欠いている。なお、「その他」とされた者は(二)項目「教育委員会及び学校長の教育方針に協力せず……」が該当事項にされるか否かによって二種に大別される。これを該当事項とされた者は、校長と教育方針、学校運営をめぐり見解を異にしたりその他の理由で対立状態にあたりし者で教職不適格者とするのが不当であったのに対し、これを該当事項としない者の多くは社会的にも不適格者として容認されうる者が大部分であった。

このように性格、内容を異にする項目を調査基準に設定することによって、共産党員、同調者だけでなく所謂不適格者を抱き合せて追放対象とし、また、共産党員、同調者についても(五)、(六)項目だけでなく「勤務成績不良」等不適格基準として容認されうる項目を合せ該当事項とすることによって、二重の意味でレッド・パージの本質を隠蔽すること——これが教職不適格者調査基準の基本的性格であった。

(2) 調査内容の問題点 一 思想の識別

次に問題となるのは、道教委の調査活動において思想調査がその対象に含まれていたことである。既述のように「教職不適格者処分状況書」の「備考欄」には各人毎に「党員、容共、空白=その他」の思想区分が記載されていた。これは白岩証言によると占領軍提示の追放リストに記載されていた「占領軍のメモ」であるとされている。さらに白岩氏は、道教委の調査活動においてこれを確認する調査をした事実を認めている。この事実は、調査基準による調査活動の結果不適格者を排除したとする同人の証言からはその必要性が全く説明されえないものであり、その証言の信憑性に疑問を抱かせるものである。道教委の調査活動において実は思想の識別こそ重要な意味をもっていたことの一端が道教委側証人によって明らかにされている。住吉匡氏は、函館市で 10 月調査の対象者のうち何名かがリストから除外され追放を免がれた経緯について次のように証言している。

問 (被告代理人) それでは調査の対象になって、休退職にならなかった人がいるわけでしょう。

答 そうです。

問 それは記憶していますか。

答 はい。

問 何人位ですか。

答 人数ははっきりわかりません。

問 名前など覚えていますか。

答 …… 1 人だけ。

問 何という人ですか。

答 K (証言では実名があげられているがここでは K とする — 引用者) …… (略)。

問 K という人の外にも調査の対象になって辞めなかった人がいるわけですね。

答 あります。

問 勿論この K さんの場合なども、さっきいった方法で調査して調査資料は道教委へ送ったわけですね。調査の対象になっているわけですからね。

答 ……送っていますね。

問 ところがやはり調査に基いて道教委が判断してこれ等の人は処分する必要がないというふう
に認められた事になるわけでしょうね。

答 そうです。

ところでK氏はどのような調査報告によって処分する必要がないと認められることになったの
だろうか。原告代理人の反対尋問に対する住吉証言を引き続き紹介しよう。

問 (原告代理人) (略) あなたは先程Kという先生がリストに載っておったのを省かれたとい
う事を言われましたね、これは実際あなた自身立会ったんですか。

答 ……。

問 排除されないように努力する事にあなた自身が関与されましたか。

答 ……関与しておりますね、書類を作る時に関与していると思います。

問 書類を作るというのはどんな書類を作ったんですか。

答 ……やはり弁護するような書類を作ったんだと思いますが。

問 その弁護する書類は何処に出すんですか。

答 道の教育委員会に対して。

問 そうすると休職発令前ですね。

答 そうです。

問 このK教諭が排除されるについては、仲に立つ人がいて本人が共産党を離党するという事を
条件にリストからははずしたんじゃないでしょうか。

答 これは当時の校長先生が極めて熱心に擁護されたように記憶しております。

問 その時の校長さんなりが仲へ立って共産党と離れるんだと、本人もいっておるんだというよ
うなことで。

答 そういう状況もちろんありました。

上記の証言は、共産党員であるか離党者であるか否かが調査、報告の内容とされ、また、それが
不適格者か否かを決定する重要な判断材料の一つにされていたことを如実に示すものである。

このような事例はK氏にとどまるものではなく追放処分が具体的化する過程で広範にみられた現
象である。函館市の場合、10月調査の対象者は住吉証言によると小、中学校関係で10名内外とされ
実際の被処分者は4名であったから6名内外がリストから削除されたことになる。このうちの1人
はK氏であったが他に2名の離党者が新聞に報じられている⁽¹¹⁾。被処分者の1人である清野清氏の
勤務校の教頭柴野庄司氏は、追放の動きが報じられるようになってから処分を避けるために善意か
ら清野氏に何回も離党を忠告した旨の証言をしている(第9回公判 昭和40年9月27日)。また、白
岩氏自身が離党を忠告していたという証言もある。白岩氏の教職員課長就任は1949年10月30日付
でこれ以前は留萌高校の校長であった(因みに、1948年～1949年の間北教組留萌市支部委員長)。
同校で追放処分を受けたB氏は「校長はね、丁度あの時馬謖を斬るという気持みたいな立場でね、
可愛想だったんですよ。道の教職員課長に転任したんですよ。それでその時にね……私のところ
に来てるんですよ。汽車の待合せの時間にね、一寸きてね、『B君、やめれ(共産党を一引用者)、や
めたっていう形だけにせい。私が今度首切り役なんだからそういう事を知っていてあんたをほって
おくわけにはいかない』と…そういうこと頼まれたんですよ。私もね、温情というかそれに感じま

してね、……結局共産党やめるか、やめたって事を宣言せいちゅうんですよ。実際中味はどうであってもそうすれば首切らないからという事さ」⁽¹²⁾と証言している。さらに、栗山町のある学校で校長を含む3名がリストに載せられていたが「校長は自分を含めて他の2名の教師のために地元有力者の間をかけまわり、遂に町長と栗山警察署長から思想の赤くないことの証明を貰いこの証明書を手に参庁すること数度、やっとなげしき者と目される名簿から削って貰って帰校した⁽¹³⁾」(傍点一引用者)というような笑えぬ事例も存在した。

上記の諸事例は、当初約300～400名といわれた追放対象者がそれから除外されるためには何らかの形で「思想が赤くないことの証明」が必要であり、その識別によってリストの削減が進行したことを示している。それは道教委の調査活動の内容を貫く一本の「赤い糸」であった。これは処分発令後においても離党を条件に復職を誘うという形で継続されていた⁽¹⁴⁾。

(3) 調査方法の問題点 — 調査の「杜撰さ」

10月調査の方法について白岩氏に「ただ単に関係教育課長あるいは職員が属しておる校長の意見だけでは危険ということを考えましてできるだけたくさんの方の意見を徴するようにお願いをいたしました。たとえば、校長の意見、あるいは教頭の意見、あるいはそのほかその職員と仲が良いと思われるような人の意見、あるいはむしろ反対のお立場に立つような人の意見とか、あるいは小使さん……PTA関係の会長さん……近所の人たちの意見というものを相当たくさん一人についても聞いておりまして一人二人の意見に左右されない……広い範囲の意見を聞くということにいたしました」と証言している。また、函館市での調査について住吉氏は「1ヶ月であったか2ヶ月」の期間「校長、同僚、父兄そういう人からの話を資料としてまとめ」各人について何十枚もの報告書を作成した旨の証言をしている。ここでは調査方法の慎重さと公平さ、客観性が強調されている訳である。

しかし、処分発表後間もなく調査の杜撰さが明るみに出された。11月18日に26名の辞職勧告対象者が発表され翌日から各人に対する勧告が始められたが、このうち4名は既に退職者で勧告が執行出来ないという信じ難いような事態が生じたのである。これは北教組および新聞社の調査によって判明したもので、当時の新聞はこれを「宙に迷う辞職勧告 道教委の調査疎漏か」と報じている。これによると「胆振支庁管内で本人はすでに7月に退職願を提出して以後勤務していない、同じ管内でも一人は10月に退職願を出して仙台に行ってしまう……釧路、根室支庁管内に各一名づつ刑法上の罪を犯して11月と10月にすでに判決があり……当然教委地方事務局から退職が発令になっていた⁽¹⁵⁾」というものである。北教組との交渉で調査の杜撰さを追求された岡村教育長は「学校長の内申を信ずることは当然で、全員にわたる実地調査は行っていなかった⁽¹⁶⁾」と弁明しているが、白岩証言による調査が実際になされていたなら実地調査によるまでもなくこのような事態が生ずる余地はない筈である。北教組および新聞社の調査が事実とすると⁽¹⁷⁾、10月調査は白岩証言による方法で40数名全員に対して実施されたのではなかったことになる。その際に注目すべきは、長期間かけ各人につき何十枚もの調査資料を作成し、さらに白岩氏自らが赴き実地調査をした函館の場合は該当者の大部分(7名中6名)が「黨員」、「容共」と認定されていたのに対し、調査の杜撰さを指摘された胆振、釧路、根室の該当者の大部分(4名中3名)は「その他」に認定されるケースであったことである。これは10月調査の照準が「黨員」、「容共」と認定された者に向けられ、彼らに対しては詳細な調査、報告がなされたが、「その他」とされる者に対しては余り関心が払われていなかったことの結果であろう。

次に、調査の慎重さに加え白岩証言によるような公平かつ客観的な調査が実施されていたか否か

が問題になる。これは当時の調査報告書を検討することによって容易に判断できるのであるが、道教委はこれを紛失したとして法廷に提出しなかった。しかし、これに代るものとして後の教育委員会審査の際に事務局が作成した資料(佐々木トミ氏の分)が提出されており(乙第6号証)、調査報告書の内容を推定する上で重要や素材となっている(なお、このような資料の公表は全国的にも少なく貴重なものと考えられるので、後に資料として掲げる)。これは、10月調査の内容と処分を不服として取消しを請求した教育委員会審査の内容を整理し要点を記したものである。

この中から10月調査の調査報告書に該当する部分を取りだし調査方法の問題点を指摘しておきたい。まず、「学校長の内申」であるが、その内容は佐々木氏の細部にわたる言動を例にあげこれを激しく非難し「よきPTA会とよき学校の運営と言うことに日々ひどく心がせかれ乍ら、この願望を阻む原因を1日も早く除きたいと希って愈々誠意を以て張切る決意を固めている」と暗に佐々木氏の追放を要望する内容のものである。次に「当局の調査」では、父母、村民10数名、村議1名、校長2名の意見が載せられており、この点では白岩証言どおり一人二人でなく多数の意見を聴取したことが窺える。しかし、その全てが校長の内申と軌を一にして佐々木氏を批判、非難する内容のもので部分的にでも同氏を評価、擁護するものが全くみられないというのはやや不自然である。それは、ここで調査対象とされている父母、村民のすべてが校長と親しい者で(佐々木トミ証言 第9回公判 昭和40年9月27日)、校長の1人は前任校長でかつて宿直・日直手当の不正取得を佐々木に指摘され同人に対して極めて悪感情を抱いていた人物である。白岩氏は調査の公平、客観性を保障するため「その職員と仲が良いと思われるような人の意見、あるいは平素その先生と仲の悪いむしろ反対のお立場に立つような人の意見」を求めたとしているが、ここでは後者のみがとりあげられ前者は唯の1人もとりあげられていない。尤も、前者が全く存在しなかったのであれば問題外であるが、事実は反対であった。村民では、PTA会長は三井教育委員長に佐々木氏の処分取消しの要望を行っており、PTAは総会決議で復職要請を決議している。隣校には佐々木氏が親しくしていたN校長がおり、同僚では校長内申にも記載されているH教諭がいた。これらの人物は悉く除外され、その上で「平素その先生と仲の悪いむしろ反対のお立場に立つような人の意見」のみによって佐々木氏は何らの取り柄もない欠点だらけの教職不適格者として描かれていたのである。このような調査方法によれば多数の意見を聴取すればする程調査の公平さ、客観性は逆に損なわれることになり、狙いを定めた者は誰をでも自在に不適格者として仕立て上げることが可能になる。その意味では極めて危険で恣意的な調査方法といえるが、道教委提出の証拠自体が本件においてそれを採用したことを示している。なお、北海道で終始処分の取消しを求め教育委員会審査請求をしたのは、佐々木氏と佐郷屋氏の2人であったが、両者とも再審査において「処分取消し、復職」と判定された。教育委員会自らが10月調査の杜撰さを認めた結果である。

以上、調査方法の問題点を検討してきたが、問題にされるべきは現象として現われた調査の杜撰さそのものではなく、それを必然にさせた調査の目的、性格ということであろう。

(4) 10月調査の目的

10月調査は、約300～400名といわれた大量の追放対象者がC I C、道教委、北教組幹部間での折衝を経て僅か40数名に削減された時点での調査であった。この点では9月調査と異りリスト削減が限界に達しその追放が不可避となった段階での調査であり、調査の目的は、追放を前提にその論拠を整えるための資料の収集、作成にあったと考えられる。10月調査の40数名の対象者が最終的に26名に削減された事実は、一見このような推測に疑問を抱かしめるように見えるが、この間に既述の如く離党を条件にリストの削減がなされていたという事実がこの疑問に答えることになろう。従って、

調査基準に基づく調査活動の結果これに該当した者を不適格者として追放したとする道教委主張は、その実質的内容からいうと順序が全く逆であって、一定数の共産党員、同調者とされた者を不適格者として追放することが不可避となり、この処分の論拠を整えるために調査活動が必要であり、これに客観性を装うために調査基準を設定したと考えるのが真実に近かったものと思われる。《 続 く 》

〈資料〉 「対照表（北海道札幌郡白石村立小野幌小学校教諭 佐々木トミ）」（乙第六号証）

一、教育委員会及学校長の教育方針に協力せず、且つ又甚しく生徒父兄の信用なし

〔本人の陳述〕

○児童教育の重大な責任を考え絶えず自分の在り方を反省し職業的な意識でなく母のような気持でその職を続けてきた。○生活・経済的な事情のみでこの職に携はっているのではない。○五ヶ年の勤務日数は只よい先生となることにひたむきに考え続けてきた。○事情の許せる限り現職に止まり日本再建のための礎石となることを誓いつづけてきた。○住宅を建築して呉れる点からみても父兄の信用あることを自分は認める。

〔証人の証言〕 ○子供を通じて体験したのですが得難い人だと思う（高村氏） ○学校長の教育方針に全面的に協力しないと云う事はない。但し協力しないと思われる点がある（長沢氏） ○父兄の信用はある様に聞いている（長沢氏）

〔学校長の内申〕 ○破壊的非協力的な言辞多く発言傾向極めて激しく乱暴である。物事を素直に解釈すること少く、最初から斗争意識をもって臨み、従って他人の言を自らの気持で自ら曲解して仕舞うことが多く、其の主張極めて頑強である。意見を求められた場合は語らず他の意見に対しての破壊的非協力的な言辞多く、発言傾向極めて乱暴である。前校長時代から（本人の夫復員から）この傾向あり「貴女は管内一ひどい人だ」とさえ前校長をして言わしめたというが、寧ろこの様な人は例外であると言った方がより適切であるかも知れない。誠意と寛容の精神を以てその善導に全力を盡しているが、只悪化の一途を辿るは誠に遺憾とするところである。よきPT会とよき学校運営と言うことに日々心がせかれ乍ら、この願望を阻む原因を1日も早く除きたいと希って愈々誠意を以て張り切る決意を固めている。発言の一例 もうそんなこと聞きたくありません、私はもう聞きません。「校長の立場として判っていたい」とか「校長」なんて言葉を聞くとおかしくなる。私と羽鷹先生とで定めたことを校長が変更させるんですか、行かせないつもりだったんでしょう。それに違いありません。実際に文書に書かれた日付からみて大分遅れて届いた文書によって打合せの時行きまず。絶対行きまず。誰が何と言ったって二人で行きます。9日間の間に7日間、研究会や教組婦人部総会やその他のために教員が出かけなければならなかった時、その中1日は3人共全部が出かけなければならなかった。この時も校長が1人しかやれないとでも言ってしまったかの様に自分で一人ぎめしてしまつての言である。そうかと思うと千才町木白校研究会の場合は同程度の学校でもあるし、全員出席して貰うつもりであったが二人共行かなかった。○常にもう一人の女教員を押えて之を連絡をとり自分の意見を通うそうとする。常にもう一人の羽鷹という女教員を押えて之と連絡をとり自分の意見に賛成させる計画的で良心的でない場合が多く認められる。そして羽鷹教員がよくはっきり賛成しなかった様な場合があるとあとで之を迫る。その一例 9月27日朝の打合せから佐々木、羽鷹両教員の話から 佐々木「あんた話し合つて置いたことよく呑み込んでないから駄目さ」 羽鷹「だって、私忘れてしまつて……」 ○職員室内で無遠慮に声をたてて盛んに

アクビをすることが度々ある。来客、その他で夜更しをする機会が多い様子。○校長に対する態度極めて反抗的である。党を組んで多数の力を悪用する計画的行動が多い。之は前校長時代からのことで直ぐ同僚に呼びかけ一般に呼びかけようとする。しかも何事も素直に解釈仕様とせず初めから荒んだトゲトゲした極めて激しい斗争意識をもち、自分勝手にしゃべりまくって、校長の意志とは全々違ったものに自分自ら創り上げ、遂には理性を失い、自分の声に自分の心を乱し、狂気じみた態度になることがよくあるが、之には全く手を焼く。その様に場合は如何に手を尽しても全く無駄で却って油を注ぐ結果になる。最近教組婦人部総会にまでこうした結果によるものをもって呼びかけ、校長の不利を来そうとしているのには全く迷惑している。日常の一例 羽鷹教員を押えて之に従わせ、自己に有利な様に無理にも同歩調をとらせる 教育課程表週案の作成 早退時の共同動作 始業時間になったら出来る丈早く教室に臨む様時に気をつけて実行している校長であることが判り乍ら二人でなかなか教室へ行かないことが時々ある。○児童に対し差別のある取扱をする。非常に子供の好き嫌いをする。自分のその日の気分だとか、特別の家庭の子供であるとかによって左右された言動が多い。大勢の前でも子供の失敗に対してひどく強い乱暴な言辞を以て臨む事が多い。また大勢が折角仲よく遊んでいる子供等の中から何人かの特別な子供丈自宅に呼び入れてしまったりすることもある。○指導上他からの誠意ある注意深い助言に対しても素直に受入れないでひどく自尊心を傷つけられた気持ちになって激しく却って反抗心を起す。○校長交替後前校長から引継がれたであろうと想像されることを打消す心意からか盛んに前校長をけなす。第一学期半頃からサボリ最近は反抗的態度に進出、PT 会並に一般と校長との離間策を講ずるが如き態度あり。○先生も主人が帰って来てから大分変わったと言って段々警戒して来ている。

〔当局の調査及証人の証言〕 ○生徒並びに父兄に対して区別をつける事実あり (山岸作蔵氏) (作山寅蔵氏) (久保田惣吉氏) ○校長との論争に於て児童の批判をかってい (作山寅蔵氏) (竹田初江氏) (遠藤花氏) ○児童は恐怖感を抱いている事実あり (柿崎静夫氏) ○校長に対する態度極めて反抗的な事実あり ○徒党を組んで多数の力を悪用する傾向多し (荒井校長) ○職員会議の際は至って不熱心であり非協力的な事実あり (荒井校長) ○児童に対して荒ぼく我儘勝手である (吉田村議) ○自分の思う様にならぬと直ちに反感を持って交際を中止する (吉田村議) ○非常に私の強い人であるとの一般的風評芳しからず (藤内氏) ○学校長の計画に対しては素直さがない (久保田惣吉氏) ○子供たちは萎縮している (久保田惣吉氏) ○気に喰わないと教員とも部落民とも衝突する (作山寅蔵) (佐藤氏) ○報恩の気持は更になく仇で返す方だ (作山寅蔵氏) (佐藤氏) ○村民の大部分は転退職を希望している (吉田村議)

二、勤務状況不良にして、甚しく指導力欠如

〔本人の陳述〕 ○自分の至らないところ、不足なところが目立ち、深く自責の念にかられて常に自ら鞭打ちつづけて精進している。○就職してから現在迄忌引その他止むを得ない事情で欠勤した以外は欠勤した事なく今日に至っている。

〔証人の証書〕 ○教育者として立派な人だ (吉村氏) ○熱心な方で芸能発表会をよくやった (吉村氏) ○教室に遅れていった事が二、三回あったと思うが記憶にない様だ (羽鷹氏) ○部下として大変よく働いた (長沢氏) ○勤務成績は不良とは言えないが之は見解の相違である。寧ろ普通以上であると思う (長沢氏)

〔学校長の内申〕 ○放課後の打合せ前に私用の為に早退することがある。しかも自分の用事であれば当然の要求でもあるかの様な態度です。毎日の放課後の打合せは普通午後三時半で必要があれば話合の上で早目にも出来る様にしてある。特別な事項でも無ければ大抵5分内外で済むこ

とが多い。例 今日配給物を取りに行きますから打合会前に帰して頂きます（間もなく打合会が始まろうとする間際になって）今のバスで札幌に行かなければならないから打合会早く終わって下さい（盛に打合会をやっている最中に）○児童に対し差別のある取扱をする（前掲の内容と同一なので省略—引用者）○指導に熱意を欠き校長留守中など始業時間を守って居らぬ様子○仕事に責任感がない。仕事をしない時は同僚羽鷹教員と結托する。○教育課程表並に毎週予定案を要求しても立案しない。夏休中に銘々下案（1ヶ年分）を作製して8月26日（夏休みの終わった翌日）持ち寄って相互にその長を採り合い、次の1週間内に浄書して各自席の傍に掲示して置いて活用することになっていた。両女教員下案を持ち寄らず（案だけ考えていると言う）結局学校長の作成して来た下案を参考にして3人で吟味次週内に浄書作製することになった。出来たのが羽鷹教員9月から12月迄の分、佐々木教員9月と10月の2ヶ月分 良く出来たからそれぞれ貼って置いて活用しようとして返す。羽鷹教員は貼ったが佐々木教員は未だに貼らない。その教育課程表によって毎週予定案作製を打合せ参考資料として提出した学校長の下案によることになって羽鷹教員1週間分作製、佐々木教員作製せず、却って羽鷹教員の週案もどこへかしまい込まれてしまう。○教科書選択カードの作製に極めて非協力的である。翌朝提出するカードの大部分を校長がやって一寸無理があったのでその一部分だけの記載を佐々木教員に依頼し置きたるに自分の洗濯物の仕事をして居ってカードの仕事を残して返す。○PTAの急な連絡を要する場合、30分前に予告し午前9時集合に朝食準備中と言う理由で集合せず 学校迄約60米、数分間で済む用件だが学校でなければ都合の悪い仕事なのであるにも不拘 ○校長の計画に対しては計画すぎて非民主的だと言う。又緊急な仕事の生じた時は非計画的だと難詰する。何事も銘々の意見が十分に述べられ充分に行われる様に特に気をつけられているに係らず校長は余り計画的過ぎてとか、非民主的だとかと言う言辞を殊更無理に好んで使う。またそうかと思うと、緊急を要する仕事の出来た場合とか、臨機の処置を必要とする場合となると非計画的だとか、自分はもう少し考えて見てからでなければなどということを好んで言う。然しこうした一面、その内容、方法の可否は別として自分の考えたことを兎に角児童に徹底させる。

〔当局の調査及証人の証言〕 ○教育に対しては不面目であって成績不良の児童に対しては至って不親切である（柿崎氏）○物品を贈ってくれる家庭の児童に対しては特に熱心であるが之によっても児童の区別ははっきりしていると言える（柿崎氏）○成績の悪い児童に対しては至って冷淡である（作山氏）（佐藤氏）○思慮行動にかなりの欠陥あり（白石村校長会）

三、極端な反民主的思想、その他により児童生徒に及ぼす影響甚大

〔本人の陳述〕 ○思想の深奥を極める事は出来ません。○○○○主義といった言葉のら列すらも出来ない状態である。○ファシズムが排斥されて民主主義が取り入れられている位の事しかわかりません。○思想的にはこの程度でもあり受持が低学年でもあるので従って児童に及ぼす影響が甚大であるとは思われない。

〔証人の証言〕 ○はげしい反民主的思想の持主ではない（長沢氏）

〔学校長と内申〕 ○青年に共産党思想の話をした為か「赤い教員佐々木を追い出せ」「部落を守れ」の楽書ありたり。

〔当局の調査及証人の証言〕 ○口先きの上手な激情家（小笠原校長）○過激な言辞を弄し平気でウソを言う（荒井校長）○生徒に対して差別が甚しい（山岸氏外数名）○生徒の殴打事件（遠藤弘美さん）

《注》

- (1) 『函館新聞』 1949年10月8日付。
- (2) 9月調査が全学校を対象にしたのか、CICリストの約300~400名に該当する学校だけを対象にしたのかは現在のところ不明である。森下幸次郎氏等当時の数人の校長は内申を求められたことはないとしている。
- (3) 本間喜八郎「公選期教育委員会時代の想い出」(北海道教育運動史研究会例会報告 1977年2月26日)。
- (4) 『東北海道』 1949年10月28日付。
- (5) 大野直司「不当判決に寄せて」(北教組法制部『レッド・ページ事件・武佐中学校事件最高裁不当判決抗議・総括全道集会報告書』 1974年)。
- (6) 北海道教職員組合『北教組史 第二集』 301頁 1964年。
- (7) B. C. デューク・市川博訳『日本の戦間的教師たち』(教育開発研究所 1976年) 136頁。
- (8) 例えば、東京、宮城、長野の不適格基準は次のようなものであった。

東京…… (一) 勤務成績不良のもの、(1)職務を怠るもの、(2)欠勤、遅刻、早退の多いもの、(3)無断で勤務を離れるもの、(二) 職務能力の低いもの、(1)教授能力の低いもの、(2)教育への熱意を欠くもの、(3)教員として信用、品位を失い、成績をあげることのできないもの (三) 学校経営上非協力のもの、(1)法令、或は指揮監督者の正当な命令を守らないもの、(2)学校の教育方針又は民主的運営に協力を欠くもの、(3)学校を拠点として又は教員の身分を利用して一党一派に偏した政治活動をする傾向が強く教育上支障のあるもの。

宮城……一 勤務成績の不良者、二 委員会の教育方針に協力しなかったり指示に反するもの、三 教師として指導力のないもの、四 教育公務員の体面を汚す非行のあるもの、五 学校の秩序を乱すなど極端な非民主的言動のあったもの、六 新教育をことさらに邪魔したもの、七 教育基本法八条の校内政治活動をしたもの。

長野……一 勤務状況不良のもの、一 新教育を理解せずその進展を阻害するもの、一 教師としての指導力教育力の低劣なもの、一 学校経営に協力しないもの、一 教育基本法に抵触するもの、一 独善的反民主的態度で児童生徒同僚職員に悪影響を及ぼすもの、一 性行不良で教育者の体面を汚すもの、一 地域社会の信頼を欠くもの。

なお、牧征名氏は「(一)教育基本法第八条第二項に抵触するもの、(二)極端な反民主的思想により生徒に影響ありと認められるもの、(三)特定の政党に入党しているもの、または入党していると認められるもの、および影響力ありと認められるもの、という三項目は全国的に共通した基準となっている」(牧征名「レッド・ページ裁判」 森田俊男編『国民教育運動4 教育裁判闘争と憲法・教育基本法』 明治図書 1971年)としているが、「特定の政党に入党しているもの……」という項目自体が基準に掲げられた訳ではなく彼らを追放するために(一)、(二)の基準が利用されたのである。この点に教職員レッド・ページの特徴があり、牧氏の記述は正確を欠くと思われる。
- (9) 北海道教職員組合、前掲書、315頁。
- (10) 佐藤健「思想弾圧と教育労働者のたたかい」(北教組法制部、前掲書) 8頁。
- (11) 『北海道新聞 (函館版)』 1949年10月12日付。
- (12) 筆者との面談 (1973年10月24日)。
- (13) 北教組栗山支部『組合史』 20頁 1963年。
- (14) 村山慶太郎氏は、1950年3月頃、師範学校先輩のN局長の斡旋で道教委教職員課長、網走市教育課長、校長と会見した際、離党を条件に復職を打診された旨の証言を筆者との面談でしている (1973年10月21日)。
- (15) 『北海タイムス』 1949年12月9日付。
- (16) 北海道教職員組合、前掲書、307頁。
- (17) 筆者の調査では、「胆振支庁管内で本人はすでに7月に退職願を提出して以後勤務していない」という事実は確認されていない。胆振管内のM教諭(厚真中央小学校)の退職年月日は「昭和25年3月31日」(厚真中央小学校「大正八年以降 沿革誌」)、D教諭のそれは「昭和24年10月31日」(室蘭清水ヶ丘高等学校『清水ヶ丘六十年史』)とされている。M教諭の退職年月日が翌年の3月31日であるというのは、本件処分の場合退職勧告日(11月19日)から5日~7日以内に諾否を求め承諾の場合は退職、拒否の場合は休職発令とされていた点から不自然である。北教組は処分発表後、藤原副委員長を責任者とする対策委員会を設置し手分けして現地調査、面談を実施し(「北教組対策委員会資料」 昭和40年11月21日)、その結果「退職して本州に7月21日再就職」(『北教組史 第二集 307頁)と具体的月日まで特定しており、7月退職者がM氏であるかD氏であるかは別として一

定の信憑性も否定できない。この事実関係は今後の調査で明らかにしたいと思うが、いずれにしてもいわゆる不適格者に対して余り関心が向けられていなかったという論旨には決定的な影響を及ぼすものではない。

(本学講師・釧路分校)